

# 臨時給付金のご案内

受給には手続きが必要です

- 物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯と均等割のみ課税世帯）と、低所得の子育て世帯（住民税非課税世帯と均等割のみ課税世帯）を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

## 給付金の支給額

- ①低所得世帯 10万円
- ②低所得の子育て世帯  
児童（18歳以下）1人あたり 5万円

## 給付金の支給時期

西粟倉村が確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

令和6年度

- ①低所得世帯
- ②低所得の子育て世帯

- 令和6年1月2日以降に転入した者を含む世帯
- 令和6年6月4日以降出生した新生児を含む世帯

西粟倉村から  
確認書が届きます（**要返送**）

令和6年6月3日時点で西粟倉村に住民登録がある方へ確認書が送付されます。

**申請が必要です**



該当と思われる世帯は、役場保健福祉課にお問い合わせ下さい。

Tel0868-79-2233